

広野町特定事業主行動計画

令和3年4月1日

広 野 町 長

広 野 町 議 長

広野町教育委員会

広野町農業委員会

広野町特定事業主行動計画

広野町特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月 16 日号外法律第 120 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、広野町町長部局、広野町議会、広野町教育委員会、広野町農業委員会が策定する行動計画である。

1 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

2 計画の推進体制

- (1) 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。
- (2) 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、本計画の周知徹底を図る。
- (3) 本計画の実施状況については、年度毎に総務課が主管となり、町議会事務局、町教育委員会事務局、町農業委員会事務局との連携し、把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

3 具体的な内容

(1) 勤務環境の整備に関する事項

① 妊娠中及び出産後における配慮

- ア 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。
- イ 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。
- ウ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- エ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

② 男性の子育て目的の休暇等の取得推進

- ア 父親が配偶者出産時に 3 日以内の特別休暇を取得しやすいようにする。
- イ 配偶者出産時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。

〔 数値目標：これらの目標を通じて、令和 5 年度までに制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得率 100%を目指す。 〕

③ 育児休暇等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- (i) 育児休業等に関する資料を各部局に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休暇等の取得促進について周知徹底を図る。
- (ii) 育児休業Q&A等を作成し、育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気の醸成

- (i) 育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行う。
- (ii) 育児休業取得予定者に対し、個別に制度等の説明を行う。

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- (i) 育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌や通達等の送付等を行う。
- (ii) 復帰時における業務に必要な知識や技術を習得させる研修等を実施する。

④ 超過勤務の縮減

ア 深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知

小学校就学期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

イ 一斉定時退庁日等の実施

- (i) 毎週水曜日をノー残業デーとし、館内放送及び電子メール等による注意喚起を図るとともに、管理職員による定時退庁の率先垂範を行う。
- (ii) 管理職員の巡回指導による定時退庁の実施徹底を図る。
- (iii) 定時退庁ができない職員が多い部署を人事当局が把握し、管理職員への指導の徹底を図る。

ウ 事務の簡素合理化の推進

- (i) 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。
- (ii) 会議・打合せについては、極力電子メール、電子掲示板を活用する。

エ 超過勤務縮減のための意識啓発等

人事当局は、課等ごとの超過勤務の状況及び超過勤務の特に多い職員の状況を把握して管理職員に報告し、管理職員の超過勤務に関する認識の徹底を図る。

オ その他

- (i) 超過勤務の多い職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実させる。
- (ii) 長時間の超過勤務者に対する代休、遅出出勤を実施する。

〔数値目標：これらの目標を通じて、職員の1年間の超過勤務時間を令和5年度までに10%の縮減を目指す。〕

⑤ 休暇取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

- (i) 管理者に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、年5日以上の子次休暇の取得を指導させる。
- (ii) 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において課内で相互応援ができる体制を整える。

イ 連続休暇等の取得の促進

- (i) 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。
- (ii) 国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。
- (iii) 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図る。
- (iv) ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議等の自粛を行う。

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気醸成を図る。

〔数値目標：これらの目標を通じて、令和5年度までに職員の年次休暇の年間取得日数5日以上を目指す。〕

(2) その他の次世代育成支援対策に関する事項

① 子育てバリアフリーの推進

ア 外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を計画的に行う。

イ 子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

② 地域における子育ての支援

ア 子どもの体験活動等の支援

- (i) 子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。
- (ii) 子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導を実施する。
- (iii) 小中学校等に職員を派遣し、特別授業等を実施する。

イ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

交通事故予防について綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。

ウ 安全運転管理者から職員に対する交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援する。

③ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行の防止、立ち直り支援の活動への職員の積極的な参加を支援する。

④ 子どもとふれあう機会の充実

運動会等のレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるように配慮する。

⑤ 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

職員に対し、家庭における子育てやしつけ等、家庭教育に関する講座・講演会等の実施や情報の提供に努める。